

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：14. 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況＜減収見込額＞ 下段：(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-②-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった活動への延べ参加者数」の増加及び中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与した。	—
(2)	農村地域工業等導入促進法 (昭和46年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者の導入工業等への就業促進。 農村地域工業等導入実施計画に基づき農村地域への企業立地を推進することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	—
(3)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資した。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	—
(4)	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	傾斜地が多くまとまった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資した。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られることにより、当該地域を含む農村部における人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(5)	農山漁村電気導入促進法 (昭和27年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(6)	山村振興法 (昭和40年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資した。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備等により、雇用と所得の確保や生活改善等が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(7)	特殊土壌地帯災害防除及び振興 臨時措置法 (昭和27年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することにより、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図った。 特殊土壌地帯における災害防除の事業実施により、災害の発生頻度の低下、被害及び土砂流出量の軽減により同地帯の保全が図られるほか、農地改良の事業実施により、栽培可能な作目範囲の拡大、収益性の高い多様な農業生産が可能になるなどの効果発揮を通じて、当該地域の人口の社会減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(8)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年)	—	—	—	(3)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進した。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与した。	—
(9)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (主、関連:27-8,12)	—	48,251 (44,824)	48,251 (48,247)	(1)-①-ア	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援した。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、「農地・農業用水等の保全管理に係る集落等の地域が主体となった活動への延べ参加者数」の増加に直接寄与した。	0191

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(10)	中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	28,463 (26,594)	28,474 (26,666)	29,000 (25,459)	(1)-②-ア	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与した。	0189
(11)	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連:27-3,7,8,15,16,17,18,19,22)	11,763 の内数 (10,920 の内数)	8,798 の内数 (8,474 の内数)	7,670 の内数 (7,486 の内数)	(2)-①-ア (2)-①-イ	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を交付金により総合的に支援。 市町村が、本交付金を活用する際には、農山漁村の活性化に関する計画に定住人口の確保、交流人口の増加目標等を設定し実施することから、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	0102
(12)	都市農村共生・対流総合対策交付金 (平成25年度) (関連:27-12,16)	1,859 (1,608)	2,088 (1,802)	2,770 (2,105)	(2)-①-ア (2)-①-イ	農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動等を支援した。 本交付金において、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動や市町村が中心となった地域資源を活用した山村の所得の増大を図る取組を総合的に支援することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	0199
(13)	農村集落活性化支援事業 (平成27年度) (主)	—	—	600 (472)	(2)-①-ア (2)-①-イ	地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活性化を図る取組を支援することにより、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	0193
(15)	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (平成24年度) (関連:27-3,12,15)	1,323 (1,227)	1,071 (903)	922 (716)	(2)-①-ア (2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援した。 この支援措置により再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費軽減に向けた取組の促進を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	0194

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(16)	美しい農村再生支援事業 (平成26年度) (主)	—	1,000 (98)	297 (196)	(2)-①-ア (2)-①-イ	農村の有する景観や歴史・伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための取組を支援。 本交付金は、農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や歴史・伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援するものであり、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	0192
(17)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:27-7,8,12,17,22)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	125,722 の内数 (125,436 の内数)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農業集落排水事業による農業集落排水処理人口普及率の向上に寄与した。	0105
(18)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主、関連:27-12,17,22)	9,383 (8,882)	12,206 (10,559)	13,001 <10,899>	(3)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与した。	0190
(19)	地域活性化雇用促進資金 (農工法関連) (平成20年度)	《貸付枠》 5,000 (2,341)	《貸付枠》 5,000 (2,379)	《貸付枠》 5,000 (225)	(2)-①-ア (2)-①-イ	農村地域工業等導入地区における施設整備等に必要な資金の融通。 本資金は、農村地域への工業等の導入が促進し、導入工業等への雇用を創出すること等により、農村部における人口の社会減の抑制に寄与した。	—
(20)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度)	《貸付枠》 1,000 (0)	《貸付枠》 1,000 (18)	《貸付枠》 1,000 (0)	(2)-①-ア (2)-①-イ	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与した。	—
(21)	農林漁業施設資金(農山漁村電気導入) (昭和25年度)	《貸付枠》 34,196 の内数 (0)	《貸付枠》 26,876 の内数 (0)	《貸付枠》 25,476 の内数 (0)	(2)-①-ア (2)-①-イ	発電水力が未開発のまま存在する農山漁村等における発電施設の整備等に必要な資金を融通。 本資金を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(22)	中山間地域活性化資金 (平成2年度)	《貸付枠》 5,460 (12,722)	《貸付枠》 5,460 (14,431)	《貸付枠》 5,460 (16,719)	(2)-①-ア (2)-①-イ	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与した。	—
(23)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (特定農山村法関連) (平成5年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	(2)-①-ア (2)-①-イ	租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76 農用地等の所有権移転等による農林業上の利用の確保を図るため、所有権移転等促進計画に基づく農用地等の譲渡所得に係る課税の特例制度。 本特例により、農林業上の利用が確保されるような土地利用等が推進され、特定農山村地域の雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与した。	—
(24)	特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の特別償却	<863> (<314>)	<381> (<556>)	<373> (<478>)	(2)-①-ア (2)-①-イ	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村) ※平成27年度より以下の制度に変更。平成26年度までは、下記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度。 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等) 普通償却限度額の24%の割増償却 (建物等) 普通償却限度額の36%の割増償却 ※(過疎地域、振興山村) 対象事業用の機械等を新設又は増設した場合に、取得価額の一定割合を特別償却。 (機械・装置等) 取得価額の10%の特別償却 (建物等) 取得価額の6%の特別償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島) ※H25より以下の制度に変更(H24まで上記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置) 普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物) 普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口の社会減の抑制に寄与した。	—